

議案第六号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり林道小河内線開設工事に係る工事請負契約の締結についての議決（平成四年七月二十一日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成五年三月十一日

三朝町長 安田真一郎

平成五年参月拾壹日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

- 四 契約金額中「六八、三九二、〇〇〇円」を「六八、八〇四、〇〇〇円」に改める。
- 五 工事完成期限中「平成五年三月十五日」を「平成五年三月二十五日」に改める。